

毎月15日までの会費納入に、ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



納税に困ったら春日井民商に相談しよう！

新型コロナウイルス&物価高で「税金が払えない」の相談は民商へ！

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、生活必需品等の相次ぐ値上がりに、多くの国民から悲鳴が上がっています。

6月に市県民税と国保税の通知が届いていますが、「とても払えない！」という人も多いと思います。

しかし、払えないからと放置することは絶対に駄目です。困った時は春日井民商までご相談ください。

金額だけを見て放置しておく、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

春日井民商では、各支部で相談して春日井市との話し合いで無理のない納付をすすめています。

商売や暮らしの状況をしっかりと話し合い、どのくらい払っていいのか相談の上、市役所へ話し合いに行きましょう。



税務署・市役所との話し合いで換価の猶予を申請

北支部のHさんはおよそ200万円の市県民税・国保の滞納があり、民商が同行して収納課と納税相談を行ったところ、国保については現年分を期日通り払い、市県民税は毎月納付することになりました。また、

北支部のAさんも税務署と市役所で換価の猶予の申請を行い、分納をすることになりました。Aさんは「無理のない金額で分納することを認めてくれた。民商が同行してくれただおかげで助かりました」と話しています。

このように民商では、市との話し合いで分納をすすめています。毎年11月の春日井市交渉でも、「納税相談を行い、納付計画を守っている限り、差し押さえは行わない」との回答も得ています。

納税に困ったら、一人で悩まずに民商に相談しましょう！

市役所の納税相談日も活用しよう

春日井市では、「納税者の便宜を図る」ため、下の表のように通常時間外にも「相談日」を設けています。

「仕事が終わってから相談したい」「仕事の都合で日曜日しか時間がとれない」という人は積極的に活用しましょう。

市役所の時間外納税相談日

★日曜相談日(毎月最終日曜)

時間：9～12時、13～16時

ただし、12月(仕事納めの前日以降を除く)は、毎週日曜日に相談窓口を開いています。

★夜間相談日(毎週水曜日)

時間：19時まで

ただし、水曜日が祝日の場合と12月28日～1月3日は除きます。

提出・支払期日が迫っています！

絶対に遅れないようにしましょう！

- ・源泉所得税の中間納付 7月11日(月)
- ・社会保険の算定基礎届 7月11日(月)
- ・予定納税の減額申請書 7月15日(金)

※1日でも遅れると減額申請はできません。

毎年大好評の美味しいそうめん！値段は昨年と同じです！

小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

好評につき追加注文しました！

